

▶「画像・図版教材」の利用条件

「画像・図版教材」は、この教材を利用する授業・講義で
①教科書として採用されており、
②指導者と受講者全員がテキストを持っている場合 の利用に限ります。

「画像・図版教材」使用申込書をご申請いただくことで、対面・公衆送信（インターネット配信・オンデマンド授業など）^{*1}を問わず授業・講義に利用するすべての教材に画像・図版を利用することができます。

利用できること

対面・公衆送信（インターネット配信・オンデマンド授業など）^{*2}を問わず授業・講義に利用するすべての教材に、画像・図版を利用することができます。

用途 ・ 講義用スライド
・ 配布資料
・ オンデマンド授業^{*3}
・ オンラインストレージ上での講義資料の公開
・ 試験問題 など

注意事項

- * 1 授業目的以外での利用はできません。また複製、翻訳、二次利用等による商用利用は禁止します。
- * 2 公衆送信（インターネット配信・オンデマンド授業など）の場合 ID・パスワード等を設定したクローズドコミュニティ（非公開設定）での利用に限ります。授業・講義の実施期間以外での公衆送信はできません。
- * 3 配信プラットフォームは問いません。

CG-ARTS 教材著作物の 利用に関するガイドライン

▶ 全員がテキストを所持していない場合（「参考図書」での書籍指定など）

以下に該当する場合、改正著作権法第35条において
テキストを無許諾で利用できる場合があります。

●改正著作権法第35条とは？

「学校その他の教育機関」で「教育を担当する者」と「授業を受ける者」
に対して、「授業の過程」で著作物を無許諾・無償で複製すること、無
許諾・無償又は補償金で公衆送信（「授業目的公衆送信」）すること、
無許諾・無償で公に伝達することを認めています。

（2018年改正、2020年4月28日施行）

対象者と利用目的 ※「改正著作権法第35条運用指針」をもとに作成

	該当する例	該当しない例
利用者	授業を行う「先生」と 授業を受ける「学生・生徒」に限る	企業での勉強会の講師 セミナー講師 など
学校その他の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校、高等専門学校 ・各種学校、専修学校 ・大学等（学校教育法） ・職業訓練等に関する教育機関（職業能力開発促進法等） など 	<ul style="list-style-type: none"> ・営利目的の会社や個人経営の教育施設 ・各種学校の認可を受けていない予備校・塾 ・カルチャーセンター ・企業や団体等の研修施設 など
利用目的	<p>「授業」での利用に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義、実習、演習、ゼミ ・対面授業をリアルタイムで配信する遠隔授業 ・学校その他の教育機関が主催する公開講座 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校説明会、オープンキャンパスでの利用 ・教職員会議 ・大学での社会人向けセミナー ・高等教育での課外活動（サークル活動等） ・自主的なボランティア活動（単位認定がされないもの） ・保護者会 など

↓

**テキストを無許諾で利用できる場合
があります**

改正著作権法第35条による利用については
次のページをご確認ください

↓

テキストの利用には許諾が必要です

お問い合わせ

<https://member.cgarts.or.jp/cgarts/ais/user/Answer?qid=1011963>

CG-ARTS 教材著作物の 利用に関するガイドライン

▶ テキストを無許諾で利用できる場合

改正著作権法第35条の「対象者」と「利用目的」に該当する場合に、授業に必要な部分や部数に限り、テキストの利用が認められる場合があります。ただし、テキストの用途、複製の部数などから判断して、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は認められません。

利用内容

CG-ARTSが発行する著作物の利用例は①～③のとおりです。

① テキストを無許諾・無償で 利用できる場合	② テキストを無許諾で利用できるが 補償金を支払う必要がある場合	③ 許諾が必要な場合
<p>●期間 I単位の講義(15コマ程度)</p> <p>●利用の限度 授業に必要な部分・部数に限り 本文: 5頁(～10,000文字) / I冊 程度まで 画像: 10点 / I冊 程度まで *出典(クレジット)が必要です</p> <p>●対面授業の場合 ▶投影用スライド ▶学生・生徒への配布資料 ▶試験(オンライン試験を含む)</p> <p>●オンライン授業の場合 リアルタイム配信に限り、上記の利用限度内・用途での利用が可能です *サーバへの保存、アーカイブはできません</p>	<p>補償金を支払うことでできること</p> <p>①の利用の限度内で、本文・図版を掲載した資料を、クラウド・サーバを通じて生徒・学生の端末に送信する</p> <p>*ID・パスワード等を設定したクローズドコミュニティ(非公開設定)での利用に限ります</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>■授業目的公衆送信補償金制度(サートラス) https://sartras.or.jp/</p> <p>教育機関における授業目的での著作物のオンライン配信(公衆送信)について、一定の範囲で権利制限を認める代わりに、教育機関から補償金を徴収し、著作権者へ分配するしくみ。上記から申告をお願いいたします。</p>	<p>授業・講義に必要な範囲を超えた期間や、以下の利用の限度を超える場合は許諾が必要です</p> <p>✗ 授業・講義終了後の紙・電子ファイルの資料配布</p> <p>✗ テキストの全ページ又は大部分をスキャンし、PDF版デジタル教科書を作成して配布する</p> <p>✗ 授業に必要な範囲を超えて、サーバ上で電子ファイルをアーカイブして公開しいつでも閲覧可能な状態にしておく</p> <p>✗ テキストの本文、画像を電子ファイルにしてクラウド・サーバにアップロードして蓄積してライブラリ化する</p> <p>✗ その他不当に利益を害すると思われるすべての行為</p>